

# ～消費税個別相談会のご案内～

「消費税個別相談会」を平成26年 1月14日（火）に開催致します。

平成26年4月1日より消費税の増税が決定され、消費税やその経理処理等でお悩みの事業所も多いかと存じます。そこで亀山商工会議所では、税の専門家である税理士をお招きして個別相談会を開催致します。消費税に関するご相談があれば、平成25年度では最後の相談日となりますのでこの機会を是非ご利用下さい。

**対 象**：市内の中小企業者  
(法人の方もご相談可能です)

**日 時**：平成26年 1月14日（火）  
13時30分～16時30分

**会 場**：亀山商工会議所  
(亀山市東御幸町39-8)

**相 談 員**：東海税理士会 鈴鹿支部 税理士

**申込方法**：先着順予約制（原則：1事業所1時間まで）  
前日までに亀山商工会議所まで下記申込書をお持ちいただくか、  
FAXにてお申し込み下さい。

**主 催**：亀山商工会議所 中小企業相談所

**問 合 せ**：亀山商工会議所 (TEL 82-1331) 担当 金谷 まで

このようなお悩みをお持ちの方は、  
是非一度ご相談ください。

- ・増税後の経理処理や経理事務に不安がある
- ・納税額の増加に不安がある
- ・消費税の増税による納税額への影響を知りたい
- ・経過措置の適用を受ける取引についての経理事務の注意点を知りたい

**相談料 無料!!**

## 消費税個別相談会 申込書

亀山商工会議所 行 FAX 82-8987

平成26年 月 日

住 所	TEL	( )
事業所名	FAX	( )
相談者氏名	希望相談 時間帯	13:30～14:30
		14:30～15:30
	○を記入	15:30～16:30

※先着順につき、ご希望の時間帯の予約が難しい場合もございますのでご了承下さい。

※上記の申込書にご記入いただきました個人情報、本事業にのみ利用させていただきます。